

函館市公共施設アスベスト点検マニュアル

平成29年8月

函館市

1 点検の目的

建築物等に使用されているアスベスト対策については、平成26年の石綿障害予防規則の改正により、事業者は吹付けアスベストだけではなく、その労働者を就業させる建築物に張り付けられた保温材や被覆材、断熱材でアスベストを含有しているものが、損傷や劣化によりアスベストの粉じんを発生させ、および労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じることとされました。

本市においては、これまで発じん性が著しく高い吹付けロックウールや他の建材に比べ劣化・損傷の程度が大きい煙突用石綿断熱材建材の調査を行い、それぞれアスベストの除去や囲い込み等の対策を講じてきたところです。

しかし、アスベストは様々な建材に使用されており、比較的安定している建材であっても劣化・損傷の程度によっては、施設利用者にもばく露のおそれがあることから、このたび、日常点検のルールやその応急対策など、市民や職員のアスベストのばく露防止対策として必要な事項をマニュアルとして定めるものです。

2 点検の対象となる施設

平成18年8月31日までに建てられた建物全て

- ・労働安全衛生法施行令改正により平成18年9月1日から石綿および石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されたため
- ・アスベスト含有建材を使用していないことが判明している施設は、対象外とします

3 点検の回数等

閉鎖施設等現在使用されていない施設も含め、各部局において原則年1回以上行ってください。

また、地震等により、施設の損傷が発生するおそれがある場合も適宜点検を行うほか、通常の施設利用の中で建材の劣化、損傷を確認した場合もこのマニュアルに従い速やかに対応してください。

4 点検から修繕までの流れ

各部局において、図面や設計図書等によりアスベスト含有建材を全て把握することや、天井板等で囲い込みがされ、露出していない建材の状況を把握することは困難です。

本市においては、露出している建材を全て点検することとし、天井裏等の見えない部分については、その部分を囲い込んでいる建材（＝露出している建材）の劣化・損傷を確認することにより対応します。

点検方法等については、次に示すとおりです。

(1) 吹付けロックウール、煙突用石綿断熱材

本市において吹付けロックウールおよび煙突用石綿断熱材は、全て除去または、囲い込み済であることから、囲い込みの状況を点検してください。

(点検方法)

- 天井裏に吹付けロックウールがある場合、天井板の損傷がないか
- 部屋ごと閉鎖している場合は、出入口、ガラス等の損傷がないか
- 煙突用石綿断熱材の囲い込み部分に劣化、損傷がないか

天井板囲い込み後の状態



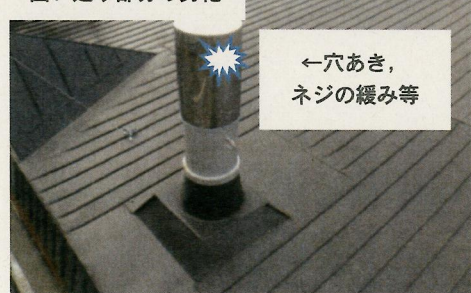
天井板囲い込み部分の劣化



煙突の囲い込み



囲い込み部分の劣化



(応急処置、修繕)

- 囲い込み部分の劣化・損傷を発見した場合は、速やかに再び該当箇所を囲い込むことや吹付けロックウール、断熱材の除去を行うよう専門業者に依頼してください。

また、アスベスト含有建材を除去する際は届出等が必要となりますので、環境部環境対策課と協議してください。

- 劣化・損傷の規模が大きい場合や新しい建材の調達に時間がかかる場合は、原則として損傷箇所のある空間を閉鎖することとしますが、閉鎖により業務に多大な影響が見込まれる場合等は、大気調査を実施したうえで、使用の可否を判断することとします。

(2) 保温材, 耐火被覆材, 断熱材等

(1) 以外で, 劣化・損傷の程度によってはアスベストのばく露防止対策が必要なものとしては,

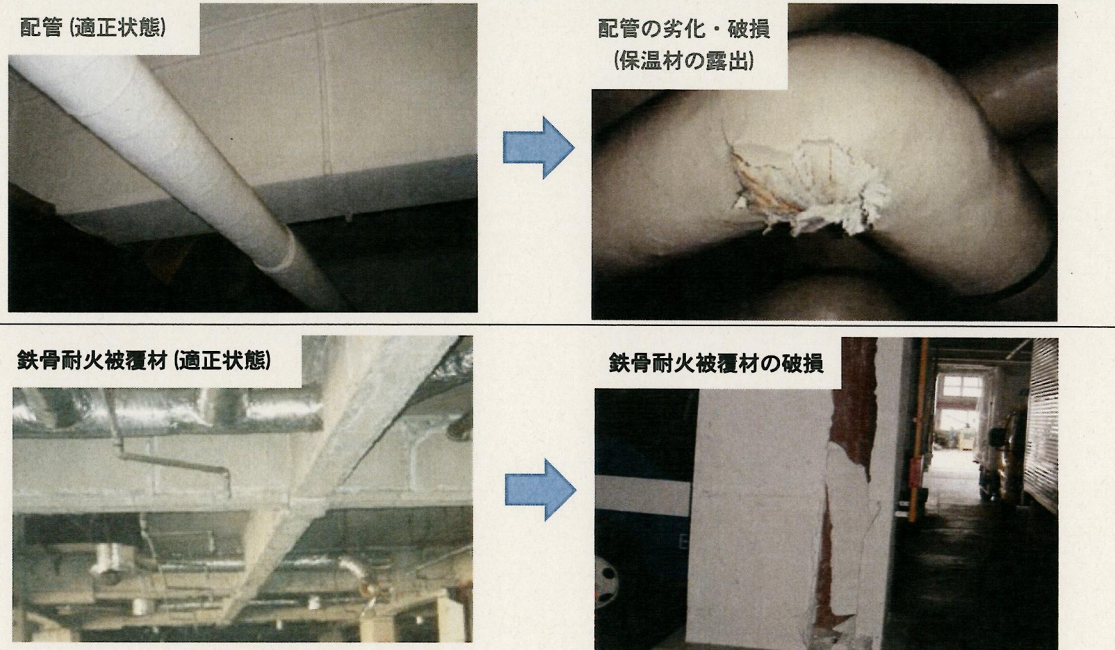
- ・保温材
- ・耐火被覆材
- ・屋根用折板裏断熱材

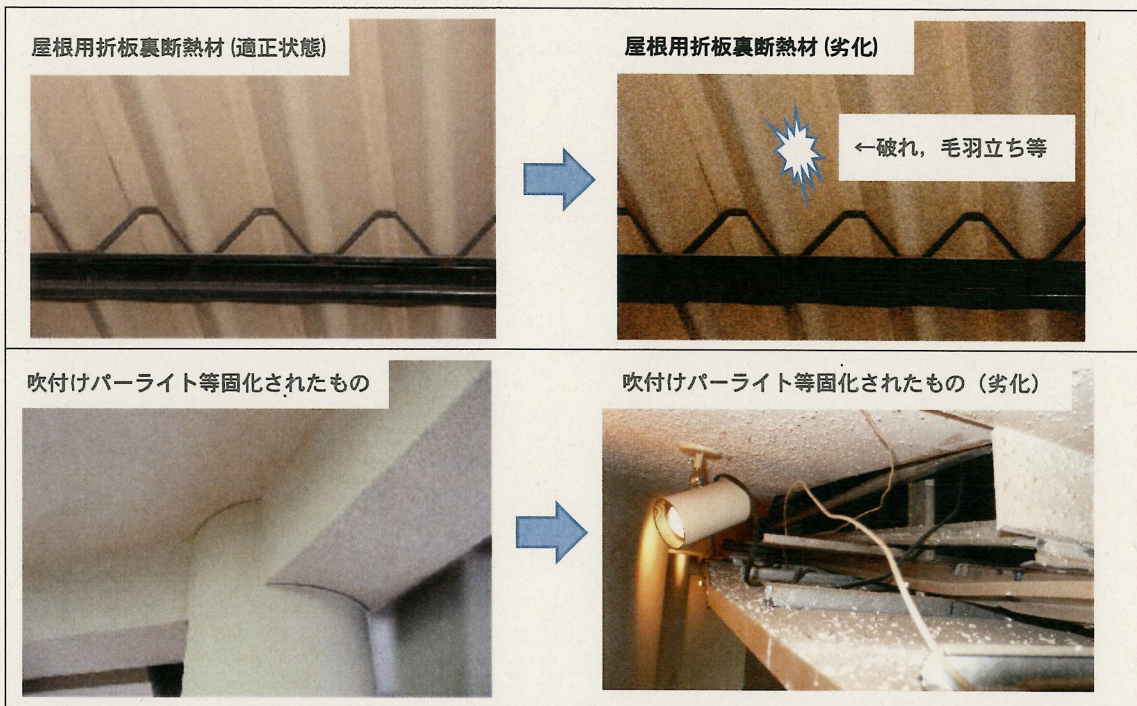
がありますので, それぞれ露出している建材の状況を確認してください。

また, 国において飛散性に関する調査研究が進められている吹付けパーミキュライトおよび吹付けパーライト等の固化された状態の吹付け材のほか, 吹付けリシン等の仕上塗材についても, 同様に状況を確認してください。

(点検方法)

- 配管表面のテープが破れ, 中から保温材が露出していないか
- 耐火被覆材のひび割れ, 剥離等がないか
- 屋根用折板石綿断熱材の剥離がないか
- 固化された吹付け材, 石綿含有仕上塗材の剥離がないか





(応急処置, 修繕)

- 建材の劣化・損傷を発見した場合は、アスベストの含有を確認したうえで、速やかに改修を行うよう専門業者に依頼してください。
また、アスベスト含有建材を除去する際は届出等が必要となりますので、環境部環境対策課と協議してください。
アスベストの含有がない場合は、適宜改修を行ってください。
- 建材の確認方法としては、図面のほか、
 - ・石綿（アスベスト）含有建材データベースによる確認
(国土交通省および経済産業省 <http://www.asbestos-database.jp/>)
 - ・目で見えるアスベスト建材（第2版）による確認
(国土交通省 http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html)
 - ・メーカーへの問合せ
 - ・成分調査
(JIS A 1481-1, JIS A 1481-2, JIS A 1481-3, JIS A 1481-4 等)
 があり、不明な場合は、アスベストを含有しているものとして取り扱うこととします。
- 劣化・損傷の規模が大きい場合や新しい建材の調達に時間がかかる場合は、原則として損傷箇所のある空間を閉鎖することとしますが、閉鎖により業務に多大な影響が見込まれる場合等は、大気調査を実施したうえで、使用の可否を判断することとします。

(3) その他

成形板や床タイル等アスベストを含有していても、発じん性が比較的低いため、国の基準においてアスベストの飛散防止対策を講じることまで求められていない建材については、施設の状況に応じて適宜改修してください。

また、天井板の劣化・損傷を発見した際、天井裏等にアスベスト含有建材があることが疑われる場合や、不明な建材については、図面や成分調査等で確認することとします。

(点検方法)

- 成形板等の剥離等がないか
- 壁面や天井の劣化・損傷により隙間がないか

天井成形板 (適正状態)



天井成形板 (破損)



(応急処置, 修繕)

- 天井裏にアスベスト含有建材があることが疑われる天井板の劣化・損傷を発見した場合は、速やかにビニールや補修テープで天井板を囲む等応急処置を施してください。

応急処置後、図面等により天井裏等の建材を確認し、アスベスト含有建材が確認された場合は、速やかに劣化・損傷箇所を修繕し再び囲い込むか、アスベスト含有建材の改修を行ってください。

また、アスベスト含有建材を除去する際は届出等が必要となりますので、環境部環境対策課と協議してください。

- その他不明な建材は、速やかにビニールや補修テープで囲む等応急処置を施した後、図面等により確認し、アスベスト含有建材と判明した場合は、速やかに改修するよう専門業者に依頼してください。

- 建材の確認方法としては、図面のほか、
 - ・石綿（アスベスト）含有建材データベースによる確認
（国土交通省および経済産業省 <http://www.asbestos-database.jp/>）
 - ・目で見えるアスベスト建材（第2版）による確認
（国土交通省 http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html）
 - ・メーカーへの問合せ
 - ・成分調査
（JISA 1481-1, JISA 1481-2, JISA 1481-3, JISA 1481-4 等）があり、不明な場合は、アスベストを含有しているものとして取り扱うこととします。
- アスベスト含有建材の改修について、劣化・損傷の規模が大きい場合や新しい建材の調達に時間がかかる場合は、原則として損傷箇所のある空間を閉鎖することとしますが、閉鎖により業務に多大な影響が見込まれる場合等は、大気調査を実施したうえで、使用の可否を判断することとします。

5 点検記録表の作成

点検後は、点検記録表を作成することとし、改修した場合は図面や写真等も併せて保管してください。

点検記録表は、建て替え、大規模改修時まで引き継ぎ、アスベストの飛散防止対策を講じる際に活用することとします。

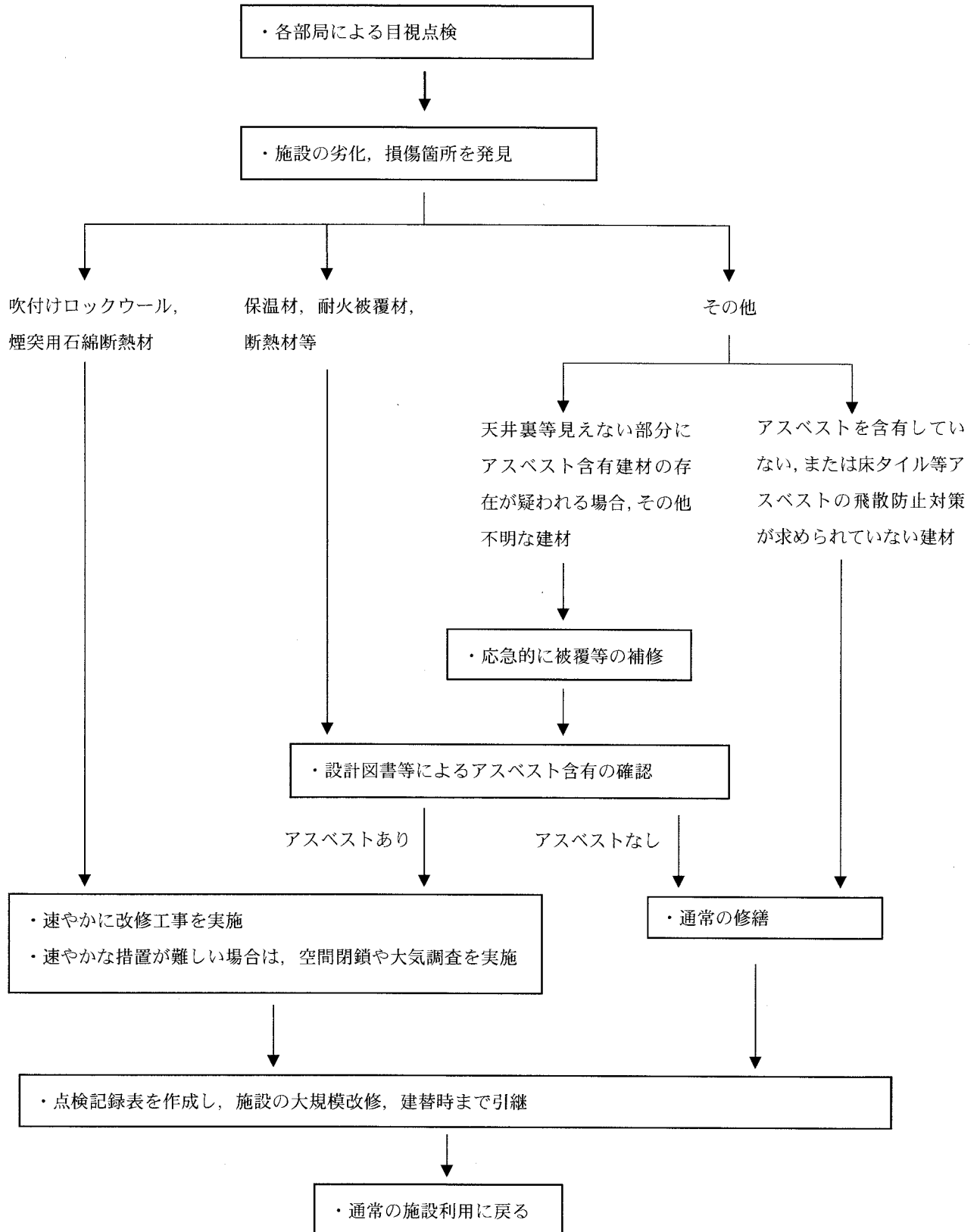
また、点検結果は年度終了後総務部において集約します。

下記に記録表の記載例を示すので参考にしてください。

(記載例)

アスベスト含有建材点検記録表	
点検記録者 所属 氏名	
建物名	函館市本庁舎
建築年	昭和57年
所在地	函館市東雲町4番13号
点検日時	平成29年7月3日
建材の劣化・損傷	あり ・ なし
劣化・損傷の状況	なし ※劣化・損傷がある場合は、別紙として図面、損傷箇所の写真を貼付する等わかるようにしてください。
措置内容	劣化・損傷が発生する前に予防的措置として建材の取替を実施。 アスベストを含有している断熱材の部分を除去し、新しい断熱材を入れた。
修繕完了日	平成29年10月31日

6 点検フロー



函館市公共施設アスベスト対策マニュアル Q&A

Q 1 所管している建物にアスベストが含まれているのかわかりません。
どうやって調べればいいですか。

A 1 まずは、アスベストの有無にかかわらず、施設全体の点検を行ってください。
建材に劣化・損傷があった場合、その建材に注目して調査することにより、結果としてアスベストの飛散防止対策となることを目的としています。

Q 2 大気調査は、どのようにすればよいでしょうか。

A 2 環境庁告示 93 号「石綿に係る特定粉じん濃度の測定法」のほか、環境省が定めた「アスベストモニタリングマニュアル」に調査方法が示されておりますので、この方法を用いて計測するよう専門業者に依頼してください。

Q 3 マニュアルに目視調査と大気調査が出てきますが、目視調査を主とした内容になっているのはなぜでしょうか。

A 3 国の指針においては、アスベスト含有建材の劣化・損傷の状況について、定期的に目視または空気中の繊維数濃度を測定することにより点検することとされていますが、

- ・大気調査のみを行った場合、大気中に基準値以上の繊維数濃度が検出されても、その原因を特定することが困難であること
- ・全建物の大気調査を実施した場合、相当の経費が見込まれることから目視による点検を実施することとし、施設の状況により補助的に大気調査を実施する内容としております。

Q 4 点検する時に、マスクを着用する必要はないですか。

A 4 国においては、通常の施設点検時のマスク着用を定めた基準はありませんが、地震などにより保温材等が損傷した可能性が高いと考えられる場合や、機械室等普段使用していない空間を点検する場合は、点検する職員がばく露しないよう、適切に対応してください。

Q 5 応急処置の際の補修テープやビニールは市販されているものでかまいませんか。

A 5 補修テープやビニール等の被覆はあくまでも応急処置のため、飛散防止になるのであれば市販されているものでかまいません。

Q 6 アスベストが飛散する劣化・損傷の程度がわからないので、都市建設部に依頼して点検してもらうことはできますか。

A 6 まずは、各部局において施設全体を点検してください。

点検の結果、劣化・損傷のある建材が不明な場合には、図面等で確認しますが、図面の見方がわからない場合等に、都市建設部に助言を求めることは可能です。

Q 7 所管している施設は指定管理者制度を導入していますが、点検は指定管理者が実施してもいいですか。

A 7 所管の職員以外でも、指定管理者や庁舎管理の業者に設備点検等と合わせてアスベストの点検を依頼するなど（委託料の発生については、仕様書等を確認し対応してください）、施設の点検を適正に実施し、所管部局が状況を把握できれば、誰でもかまいません。なお、通常の施設点検にあたり特別な資格は不要です。

Q 8 アスベスト含有建材点検記録表について、決まった様式はありますか。また、何年保存ですか。

A 8 決まった様式はありませんが、記載例を参考に作成してください。

アスベスト含有建材を改修した場合は、マニュアルに記載のとおり、施設の建て替え、大規模改修時まで引き継ぎ、アスベストの飛散防止対策を講じる際に活用できるよう、保存しておいてください。保存年限は特に定めておりません。

関係法令等

○ 労働安全衛生法

(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)

第 55 条 黄りんマツチ，ベンジジン，ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で，政令で定めるものは，製造し，輸入し，譲渡し，提供し，又は使用してはならない。ただし，試験研究のため製造し，輸入し，又は使用する場合で，政令で定める要件に該当するときは，この限りでない。

○ 労働安全衛生法施行令

(昭和 47 年 8 月 19 日政令第 318 号)

第 16 条 法第 55 条の政令で定める物は，次のとおりとする。

一～三 (略)

四 石綿

五～八 (略)

九 第二号，第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の 1 パーセントを超えて含有し，又は第四号に掲げる物をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物

○ 石綿障害予防規則

(平成 17 年 2 月 24 日 厚生労働省令第 21 号)

第 10 条 事業者は，その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁，柱，天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物（次項及び第 4 項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材，耐火被覆材等が損傷，劣化等により石綿等の粉じんを発散させ，及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは，当該吹き付けられた石綿等又は保温材，耐火被覆材等の除去，封じ込め，囲い込み等の措置を講じなければならない。

○ 建築物の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針

(平成 26 年 3 月 31 日 労働安全衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づく技術上の指針に関する公示)

3 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務における留意事項

3-1 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置

石綿則第 10 条第 1 項又は第 4 項に規定する労働者を就業させる建築物等に係る措置については，事業者は，その労働者を常時就業させる建築物若しくは船舶の壁，柱，天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物について，建築物貸与者は当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等について，吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等の損傷，劣化等の状況について，定期的に目視又は空気中の総繊維数濃度を測定することにより点検すること。

○ 大気汚染防止法

(昭和 43 年 6 月 10 日法律第九十七号)

第 18 条の 5 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「特定工事の発注者等」という。）は、特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一～七 (略)

2 (略)

3 (略)